

法規制区域等一覧表

## 1 計画・設計・管理要領における処分場の建設が基本的に困難な法規制区域

	規制区域等	関連法規制等	法律等の趣旨
自然環境保全	①国立公園 ②国定公園	自然公園法	我が国の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地であって、環境大臣が指定する国立公園と、国立公園に準ずる優れた自然の風景地であって、環境大臣が指定する国定公園に分類される。特別地域及び特別保護地区内での工作物の新築等の開発行為は、国立公園では環境大臣、国定公園では都道府県知事の許可が必要。
	県立自然公園	高知県立自然公園条例 (自然公園法)	優れた自然の風景地であって都道府県知事が指定したもの。特別地域内での工作物の新築等の開発行為は、都道府県知事の許可が必要。特別地域に含まれない普通区域内では、一定の基準を超えて工作物の新築等の行為をしようとする場合には、知事に届出が必要。
	自然環境保全地域	自然環境保全法	自然的・社会的条件からみてその区域における自然環境を保全することが特に必要な地域を「自然環境保全地域」として環境大臣が指定することができる。特別地区内において、工作物の新築等の行為には、環境大臣の許可が必要。
	県自然環境保全地域	高知県自然環境保全条例 (自然環境保全法)	自然環境保全地域に準ずる区域であって、一定の条件を満たす区域を「県自然環境保全地域」として、知事が指定することができる。特別地区内においては、工作物の新築等の行為には、知事の許可が必要。
	鳥獣保護区 特別保護地区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	環境大臣又は都道府県知事が鳥獣の保護を図るために必要があると認めるときは、「鳥獣保護区」を指定することができる。さらに、鳥獣保護区の区域内で特に必要があると認める区域を「特別保護地区」として指定できる。 特別保護地区内において、工作物の新築等の行為には、環境大臣又は知事の許可が必要。

## 1 計画・設計・管理要領における処分場の建設が基本的に困難な法規制区域

	規制区域等	関連法規制等	法律等の趣旨
土地利用計画	①国有林 ②保安林  (国有林野の管理経営に関する法律)	森林法	①森林法では、森林所有者である森林及び国有林野の管理経営に関する法律に規定する分収林である森林を「国有林」としている。国有林野については、国有林野の管理経営に関する法律の規定により、貸付や売り払い等に制限が掛けられている。  ②森林法では、水源のかん養、土砂の流出防備、土砂の崩壊の防備、風害・水害・干害・雪害等の防備等の目的を達成するため必要があるときは、森林を「保安林」として農林水産大臣が指定することができる。立木の伐採等には、知事の許可が必要。
	史跡・名勝・天然記念物	文化財保護法	歴史上又は学術上評価の高いもの等が「記念物」とされており、この記念物のうち重要なものを「史跡、名勝又は天然記念物」として文部科学大臣が指定することができる。
	周知の埋蔵文化財包蔵地	文化財保護法	貝づか、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地。土木工事等の目的で発掘しようとする場合は、文化庁長官に事前に届出をしなければならない。
	重要伝統的建造物群保存地区	文化財保護法	周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高い「伝統的建造物群」のうち、市町村の申出に基づき、我が国にとってその価値が特に高いものを文部科学大臣が選定。
	保存樹木及び保存樹林	高知市みどりの環境の保全と創出に関する条例	保存樹及び保存樹林は、「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律」に基づいて、県内では、「高知市みどりの環境の保全と創出に関する条例」により、市長は美観風致又は良好な環境を確保するため、保護すべき樹木又は樹木の集団を「保存樹木」又は「保存樹林」として指定できるとしている。

## 2 防災の観点による区域

	規制区域等	関連法規制等	法律等の趣旨
防 災	地すべり防 止区域	地すべり等 防止法	地すべりしている区域又は地すべりするおそれの極めて大きい区 域を「地すべり区域」といい、この地すべり区域及び地すべり区域 に隣接する地域のうち地すべり区域の地すべりを助長、誘発等の恐 れの極めて大きい区域を総称して「地すべり地域」としており、地 すべり地域のうちで公共の利害に密接に関連するものを「地すべり 防止区域」として主務大臣が指定することができる。地すべり防止 区域内で、のり切又は切土、ため池や用排水路等の新築を行う際には、都道府県知事の許可が必要。
	砂防指定地	砂防法	砂防設備を要する土地、又は治水上砂防のために一定の行為を禁 止又は制限すべき土地は国土交通大臣が指定することとなってお り、この土地のことを「砂防指定地」という。砂防指定地では、工 作物の新築、立竹木の伐採等の行為は、都道府県知事の許可が必要。
	急傾斜地崩 壊危険区域	急傾斜地の 崩壊による 災害の防止 に関する法 律	傾斜度が30度以上である土地を「急傾斜地」と定義しており、崩 壊する恐れのある急傾斜地で、崩壊により相当数の居住者その他の 者に危害が生じる恐れのあるもの等の区域を、都道府県知事が「急 傾斜地崩壊危険区域」として指定することができる。区域内で、の り切、切土、掘さく又は盛土等の行為は、知事の許可が必要。
	①土砂災害 警戒区域 ②土砂災害 特別警戒区 域	土砂災害警 戒区域等に おける土砂 災害防止対 策の推進に 関する法律	①都道府県知事は、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には、住民等 の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区 域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を 特に整備すべき土地の区域として定める基準に該当するものを「土 砂災害警戒区域」として指定できる。 ②土砂災害警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には、 建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずる おそれがあると認められる区域で、一定の開発行為制限又は居室を 有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域として基準に該当す るものを「土砂災害特別警戒区域」として指定できる。
	河川区域 (1級河 川、2級河 川)	河川法	国土交通大臣が指定する「一級河川」と都道府県知事が指定する 「二級河川」がある。「河川区域」とは、公共用物である河川の流水 が継続して存する土地等の区域、河川管理施設の敷地である土地の 区域等とされている。この区域内で、土地の占用、土砂等の採取、 工作物の新築等、土地の掘削等をしようとする者は、河川管理者の 許可が必要。

	津波浸水想定区域（L2）	平成24年12月に高知県が、当時の最新の科学的知見に基づき、発生しうる最大クラスの震度分布・津波浸水予測を推計し、公表したもの。
	活断層から1kmの範囲	資料3「廃棄物最終処分場整備の廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領」の7頁「表2.3-2評価項目と評価基準例」の地質の評価基準にある「候補地周辺1km以内に活断層がない」に基づくもの。

### 3 土地利用の観点の区域

	規制区域等	関連法規制等	法律の趣旨
土地 利 用 計 画	用途地域	都市計画法	都市を住宅地、商業地、工業地等に区分し、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域などの12種類の地域としたもの。
	①市街化区域 ②市街化調整区域	都市計画法	都市計画区域内について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため必要があるときは、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域との区分を定めることができる。 ①市街化区域は、既に市街地を形成している区域及び概ね十年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域 ②市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域
	農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律	耕作の目的又は主として耕作若しくは養畜の業務のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地を「農用地」というとされている。農林水産大臣は、農用地等の確保等に関する基本方針を定め、都道府県知事は、この基本方針に基づき農業振興地域の指定及び農業振興地域整備計画策定に関し農業振興地域整備基本方針を定め、市町村は、農業振興地域について農業振興地域整備計画を定めることになっている。この農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地の区域を「農用地区域」として定めるものとされている。区域内における開発行為は、都道府県知事又は市町村長の許可が必要。